

花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領

第1 趣旨

この要領は、消火栓・排水栓を活用した初期消火活動の普及啓発のために、花見川区が自主防災組織に対して行う、初期消火活動のための資機材（以下、「資機材」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象団体

この要領による資機材の貸出しは、原則として、花見川区内の自ら資機材を保有していない自主防災組織に対して行う。

第3 貸出しする資機材

- 1 貸出しの対象となる資機材の品目及び数量は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、花見川区役所地域づくり支援課（以下、「地域づくり支援課」という。）は、初期消火活動の普及啓発のために必要な貸出用品を別に定めることができる。

第4 貸出期間

貸出期間は、訓練を実施する日の直前の木曜日から訓練を実施する日の直後の火曜日までの6日間を基本とする。ただし、訓練日が少ない場合や週末に訓練を実施しない場合など、花見川区長（以下、区長という。）が適当と認める場合は、これによらないことができる。

第5 貸出しの申請

- 1 消火栓・排水栓を活用した初期消火活動の訓練を、資機材の貸出しを受けて行おうとする者は、訓練実施の45日前の開庁日（その日が、地域づくり支援課が開庁していない日に当たるときは、その日以前において最も近い開庁日）までに、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出（変更・中止）申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）を地域づくり支援課に提出するものとする。
- 2 申請書は、地域づくり支援課への到達順に受け付けるものとする。
- 3 第1項の訓練を行おうとする者は、申請書の受付後に、消防署などの関係機関との協議を行うことができるものとする。

第6 申請の承認

- 1 区長は、第5第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを審査し、当該申請を適当と認めるときは、承認し、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出（変更・中止）承認書（様式2）により通知するものとする。
- 2 前項による承認後、以下に掲げる事情が判明した場合は、当該承認を取消することができるものとする。
 - （1）当該初期消火活動の内容が公序良俗に反するもの（おそれがあるものを含む。）、資機材の破損・汚損、又は営利を目的とするものである場合
 - （2）当該自主防災組織が初期消火活動を行わない場合

- (3) 訓練実施に対し消防署などの関係機関との協議が整わない場合
 - (4) 同一自主防災組織から2回目以降の申請に対して承認した後に訓練日を同じくする申請がなされた場合
 - (5) 承認後、当該資機材が破損・汚損した場合など、資機材を貸出すことが不能になった場合
 - (6) その他、区長が貸出しを適当でないとする場合
- 3 区長は、前項により承認を取り消す場合は、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認取消通知書（様式3）により、通知するものとする。

第7 変更・中止の申請

自主防災組織は、第6第1項により承認を受けた活動内容を変更・中止する場合には、速やかに申請書を地域づくり支援課に提出するものとする。

第8 変更・中止の承認

区長は、第7の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、承認するものとする。承認にあたっては、第6第1項及び第6第2項各号の規定を準用する。

第9 資機材の受渡し

- 1 資機材の受渡しは、開庁日（休日開庁日を除く）午前9時から午後5時までとし、貸出しについては貸出期間初日又はその翌日、返却については訓練を実施する日又はその直後の日に行うものとする。
- 2 貸出時、地域づくり支援課と、貸出しを受ける自主防災組織の受渡し担当者の両方で、承認書の記載事項と資機材の数量・状態の確認を行ってから、資機材を貸出すものとする。
- 3 返却時、地域づくり支援課と、貸出しを受けた自主防災組織の受渡し担当者の両方で、承認書の記載事項と資機材の数量・状態の確認を行ってから、資機材を返却するものとする。

第10 その他

- 1 資機材の貸出管理及びこの要領に関する事務等については、地域づくり支援課が所管するものとし、この要領に定めるもののほか、資機材の貸出または使用に関し必要な事項は、地域づくり支援課が別に定める。
- 2 大規模な地震時に発生した火災に対応するための貸出しについては、資機材の受渡しの確認を除き、この要領の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行し、令和3年度の貸出しに係る申請から適用する。
- 2 この要領の施行前にこの要領による改正前の花見川区排水栓消火活動用資機材の貸出し要領の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要領による改正後の花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前にこの要領による改正前の花見川区排水栓消火活動用資機材の貸出し要領の規定により作成された様式で、現に存するものは、この要領による改正後の花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

	名 称	数量	備 考
①	スタンドパイプ	1	地下式排水栓にホースを接続するための補助具
②	媒介金具	1	スタンドパイプ（口径 65mm）とホース（口径 40mm）を接続するための器具
③	スピンドルドライバー	1	排水栓のバルブを開閉するための器具
④	ホース	2	（口径 40mm 長さ 20m）ホースを結合し、延長が可能
⑤	消火栓・排水栓開閉器具	1	排水栓の蓋を開閉するための器具
⑥	管そう（筒先）	1	ホースの先端に接続し、放水開始・停止を操作するための器具
⑦	台車	1	上記①～⑥を収納し、運ぶためのもの

花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出（変更・中止）申請書
 （あて先）花見川区長

申請者 自主防災組織名

代表者氏名

※法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

※本人が手書きしない場合は押印してください。

代表者住所

代表者電話番号 — —

初期消火活動用資機材の貸出（申請内容の変更・申請内容の中止）について、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領（第5第1項・第7）の規定により、次のとおりを申請します。

1 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 訓練実施日 年 月 日（ ）

3 資機材 一式

	品目	数量
①	スタンドパイプ	1
②	媒介金具	1
③	スピンドルドライバー	1
④	ホース	2
⑤	排水栓開閉器具	1
⑥	管そう（筒先）	1
⑦	台車	1
	状態の確認	—

様式2

団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 様

花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出（変更・中止）承認書

さきに申請のありました花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出（変更・中止）申請について、次のとおり承認したので、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領第6第1項・第8の規定により通知します。

年 月 日

千葉市花見川区長 (公印省略)

- 1 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 訓練実施日 年 月 日 ()
- 3 資機材 一式

	品目	数量	貸出時確認
①	スタンドパイプ	1	
②	媒介金具	1	
③	スピンドルドライバー	1	
④	ホース	2	
⑤	消火栓・排水栓開閉器具	1	
⑥	管そう(筒先)	1	
⑦	台車	1	
	状態の確認	—	

4 資機材の使用上の遵守・承諾事項

- (1) 地域づくり支援課及び消防署などの関係機関の指示に従って適切に管理・使用すること。
- (2) 資機材を、初期消火活動の訓練以外の目的に使用しないこと。
- (3) 資機材の使用後、ホースを広げ、台車から出し、十分に水抜き・乾燥させること。(通常、晴天下で3日)
- (4) 自主防災組織が、その責により資機材に損害を生じさせた場合は、花見川区と誠実に協議し、適切に花見川区に損害賠償を行うこと。
- (5) 花見川区は、この要領に定める申請に要する費用及び資機材の貸出に関わる経費または役務(貸出承認の取消しなどにより、貸出しを受けた自主防災組織に生じた損害や損失の補償等を含む。)について、花見川区に故意・重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。
- (6) 花見川区は、花見川区に故意・重過失がある場合を除き、資機材の貸出に起因又は関連して、貸出しを受けた自主防災組織が第三者に与えた損害並びに第三者との紛争について責任を負わないものとする。

様式 3

団体名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____ 様

花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出承認取消通知書

年 月 日付で承認した資機材の貸出を次のとおり取消したので、花見川区消火栓・排水栓を活用した初期消火活動用資機材の貸出要領第 6 第 3 の規定により通知します。

年 月 日

千葉市花見川区長 (公印省略)

取消の理由